

東京都公報

発行 東京都

目次

規則

- 東京都パートナースhip宣誓制度に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人権部企画課）……………一
 - 東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………二
 - 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………（環境局気候変動対策部環境都市づくり課）……………二
 - 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（環境局自然環境部計画課）……………四
 - 東京都林地開発許可手続に関する規則の一部を改正する規則……………（環境局自然環境部緑環境課）……………六
- 告 示**
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………六
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）……………九
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（同）……………一〇
 - 保安林の指定予定（三件）……………（産業労働局農林水産部森林課）……………三
 - 保安林の指定施業要件の変更予定……………（同）……………三
 - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（四件）……………

- ……………（建設局道路管理部監察指導課）……………三
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除（九件）……………（建設局河川部指導調整課）……………一〇
- 土砂災害警戒区域等の指定（十一件）……………（同）……………一六

規則（教）

- 東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則……………四
- 東京都教育委員会安全衛生委員会等設置規程の一部改正……………四

告示（選）

- 政治団体の収支報告書の要旨（平成十四年分～令和元年分）……………四
- 政治団体の収支報告書の要旨（令和二年分第六回）……………四
- 政治団体の収支報告書の要旨（令和三年分第四回）……………四
- 政治団体の収支報告書の要旨（令和四年分第二回）……………四

告示（公）

- 技能検定員審査の実施……………五
- 教習指導員審査の実施……………五
- 警察署協議会委員の委嘱……………五

規程（文）

- 東京都貸切自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………五

公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………（主税局課税部課税指導課）……………五
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………五
- 都市計画事業の施行……………（建設局三環状道路整備推進部管理課）……………五

規則

東京都パートナースhip宣誓制度に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十二日

●東京都規則第二十二号

東京都バートナーシップ宣誓制度に関する規則の一部を改正する規則

東京都バートナーシップ宣誓制度に関する規則（令和四年東京都規則第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「別記第二号様式」の下に「及び第二号の二様式」を加える。

別記第二号様式の次に次の二様式を加える。

第2号の2様式(第5条関係)

<p>この証明書は、表面に記載のお二人から互いを人生のパートナーであるとする旨があり、当該届出を知事へ受理したことを証明するものです。この証明書の提示を求められた方は、この趣旨を十分に御理解ください。また、この証明書をお持ちの方が本制度を利用していること等については、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。</p> <p>【特記事項】</p> <p>東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の規定に基づき、上記の届出日から、年月日付けでパートナーシップ関係の届出があり、年月日付けで受理したことを証します。</p> <p>年 月 日 東京都知事</p>	<p>交付番号</p> <p>東京都バートナーシップ宣誓制度受理証明書</p> <p>年 月 日生 年 月 日生</p> <p>年 月 日 年 月 日</p> <p>(縦54シメートル×横170シメートル)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十三号

東京都屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

東京都屋外広告物条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号ハ中「表示するもの」の下に「（宣伝車（自動車検査証に車体の形状（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十五条の三第一項第七号に規定する車体の形状をいう。）として放送宣伝と記載されている自動車をいう。

以下同じ。）を除く。）」を加える。

別表第三 六の部中「存するもの」の下に「（宣伝車を除く。）」を加え、同部四の款中1の項を削り、2の項を1の項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の東京都屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）の施行のために必要な手続その他の行為は、令和六年六月三日からこの規則の施行の前日までの間においても、新規則の例によりすることができる。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十四号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和四年東京都規則第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項の改正規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の十六第三項の表一の項中「第四十六條第三項」を「第四十七條第三項」に改める。

第五十八條第一項中「次に」を「次の表の上欄に」に、「ついて」を「応じ、当該下欄に掲げる」に改め、「及び書類」及び各号を削り、同項に次の表を加える。

一 条例第百十四條第一項の規定に基づく指示の対象となつた工場又は指定作業場の存する土地	帳簿及び第三項の書類等
二 条例第百十五條から第百十六條の二まで及び第百十七條の規定に基づく汚染状況調査により、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地	帳簿及び第三項の書類等
三 条例第百十五條から第百十六條の二まで及び第百十七條の規定に基づく汚染状況調査を実施した土地（二の項に規定するものを除く。）	帳簿及び第四項の知事が必要と認めた書類等
四 土地利用の履歴等調査（条例第百十七條第一項の規定に基づく調査をいう。以下同じ。）を実施した土地	帳簿
五 自然由来等基準不適合土壌（条例第百二十二條第一項第二号に規定する土壌をいう。以下同じ。）の搬出元及び搬出先の土地（二の項に規定するものを除く。）	帳簿及び第四項の知事が必要と認めた書類等

第五十八條第二項第一号中「前項第一号の」を「前項の表一の項に規定する」に、「前項第二号の」を「同表二の項及び三の項に規定する」に改め、同項第二号中「前項

第二号の」を「前項の表二の項及び三の項に規定する」に改め、「報告年月日」の下に

「、同表四の項に規定する土地にあつては土地利用の履歴等調査の結果の届出年月日、

同表五の項に規定する土地にあつては搬出に係る届出年月日」を加え、同項第五号中「第百十五條第一項」を「条例第百十五條第一項」に、「第百十七條第二項」を「条例第百十七條第二項」に改め、同項第六号中「実施した」の下に「場合にあつては当該調査を実施した」を、「確認されている土地の面積」の下に「、土地利用の履歴等調査を実施した場合にあつては当該調査を実施した土地の面積」を加え、同項第七号中「汚染状況調査」の下に「を実施した場合は、当該調査」を加え、同項第八号中「特定有害物質」を「汚染状況調査を実施した場合にあつては特定有害物質」に改め、「汚染状況」の下に「、土地利用の履歴等調査を実施した場合にあつては当該土壌の汚染のおそれの有無、自然由来等基準不適合土壌の搬出を行う場合にあつては当該土壌の特定有害物質による汚染状況」を加え、同項第九号中「汚染状況調査」を「前項の表一の項及び二の項に規定する土地にあつては、汚染状況調査」に改め、同項第十五号中「当該」を「前項の表一の項及び二の項に規定する土地にあつては、当該」に改め、「方法」の下に「（当該土地の土壌が自然由来等基準不適合土壌である場合を除く。）」を加え、同項に次の二号を加える。

十六 自然由来等基準不適合土壌の搬出を行う場合は、当該土壌の搬出状況及び搬出先での処理又は管理の方法

十七 前項の表四の項に規定する土地にあつては、汚染状況調査の実施状況

第五十八條第三項中「第一項」を「第一項の表一の項及び二の項」に、「次に」を「、次に」に改め、同項第一号中「調査結果」を「当該調査の結果」に改め、同条第四項中「帳簿記載事項及び書類等」を「帳簿等の内容」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の表三の項及び五の項の規定による土地の台帳は、次に掲げる書類等のうち知事が必要と認めたものを添付するものとする。

一 汚染状況調査の実施内容及び当該調査の結果に係る書類等

二 自然由来等基準不適合土壌の搬出に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした書類等

三 対象地周辺の地図

第八十二条中「申請又は報告」の下に「（以下この条において「申請等」とい

う。」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、申請等を電子情報処理組織（東京都の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）又はこれと同等のものとして知事が認めるものと、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該東京都の使用に係る電子計算機又はこれと同等のものとして知事が認めるものと電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行う場合は、この限りでない。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四条の十六第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第五十八条の規定は、基準日（次の表の上欄に掲げる規定に基づく調査について、当該下欄に掲げる日をいう。）が施行日以後であるものについて適用し、施行日前であるものについては、なお従前の例による。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）第百十六條第一項第一号及び同条第九項	工場又は指定作業場の廃止の日
条例第百十六條第一項第二号、第百十六條の二及び第百十七條第二項	新規則第五十五条第一項の土壌汚染状況調査報告書の提出の日
条例第百十七條第一項	新規則第五十七条第三項の土地利用の履歴等調査届出書の届出の日
条例第百二十二條第二項	新規則第五十六条の五第一項の汚染拡散防止計画書の提出の日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十二日

●東京都規則第二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年東京都規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別記第十二号様式(裏)

知事	
知事	
個人情報の取扱いについて	
(5) 個人情報の取扱いは、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です（該当番号を○で囲んでください）。	
上記の取扱いに関する同意	1 同意する 2 同意しない

改める。

別記第十三号様式を次のように改める。

第13号様式(第15条関係)

東京都知事 殿

年 月 日

居 者	住 所	(電話番号)
	ふりがな	
出 者	氏 名	年 月 日
	生年月日	

狩猟免状記載事項変更届

狩猟免状の記載事項に変更が生じたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第46条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

変更前の住所、氏名及び生年月日	
狩 猟 免 許 の 種 類	
狩 猟 免 状 の 番 号	第 号
交 付 年 月 日	年 月 日
変 更 に 係 る 事 項	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

個人情報の取扱いについて
申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありますが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です (該当番号を○で囲んでください。)

上記の取扱いに関する同意 1 同意する 2 同意しない

記載上の注意事項等

変更前及び変更後の事項の双方が確認できる書類を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第十四号様式(裏)

免許の種類 網 猟 免 許 ・ わ な 猟 免 許 ・ 第1種銃猟免許 ・ 第2種銃猟免許

免許の種類 網 猟 免 許 ・ わ な 猟 免 許 ・ 第1種銃猟免許 ・ 第2種銃猟免許
(4) 個人情報の取扱いについて
申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を
使用することはありますが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただく
ことが必要です (該当番号を○で囲んでください。)

上記の取扱いに関する同意 1 同意する 2 同意しない

る。

別記第十五号様式(裏)「都の区域全部」や「東京都の区域全部」の「を」をした者)」の次に「に該当」や「加へ」

(8) 職業

(8) 職業 具体的職業名:

11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無 職

11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無 職

(9) 個人情報の取扱いについて
申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を
使用することはありますが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが
必要です (該当番号を○で囲んでください。)

上記の取扱いに関する同意 1 同意する 2 同意しない

改める。

別記第十六号様式(裏)「都の区域全部」や「東京都の区域全部」の「を」をした者)」の次に「に該当」や「加へ」。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則別記第十二号様式から第十六号様式まづによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加へ、なお使用することが出来る。

東京都林地開発許可手続に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二十七号

東京都林地開発許可手続に関する規則の一部を改正する規則

東京都林地開発許可手続に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第六条第二項中「第四条第二号」を「第四条第三号」に改める。

第十三条中「第五号に」を「第四号に」に改め、同条第四号中「林地開発許可変更届

（別記第六号様式）」を「書類」に改め、同条第五号中「書類」を「林地開発許可変更届（別記第六号様式）」に改める。

別記第一号様式中

開発行為の完了予定年月日	を
開発行為の施行体制	に改

め、同様式注意事項中「3」を「4」とし、「1」の次に次のように加える。

2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。

3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。

なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都林地開発許可手続に関する規

則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第二百八十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

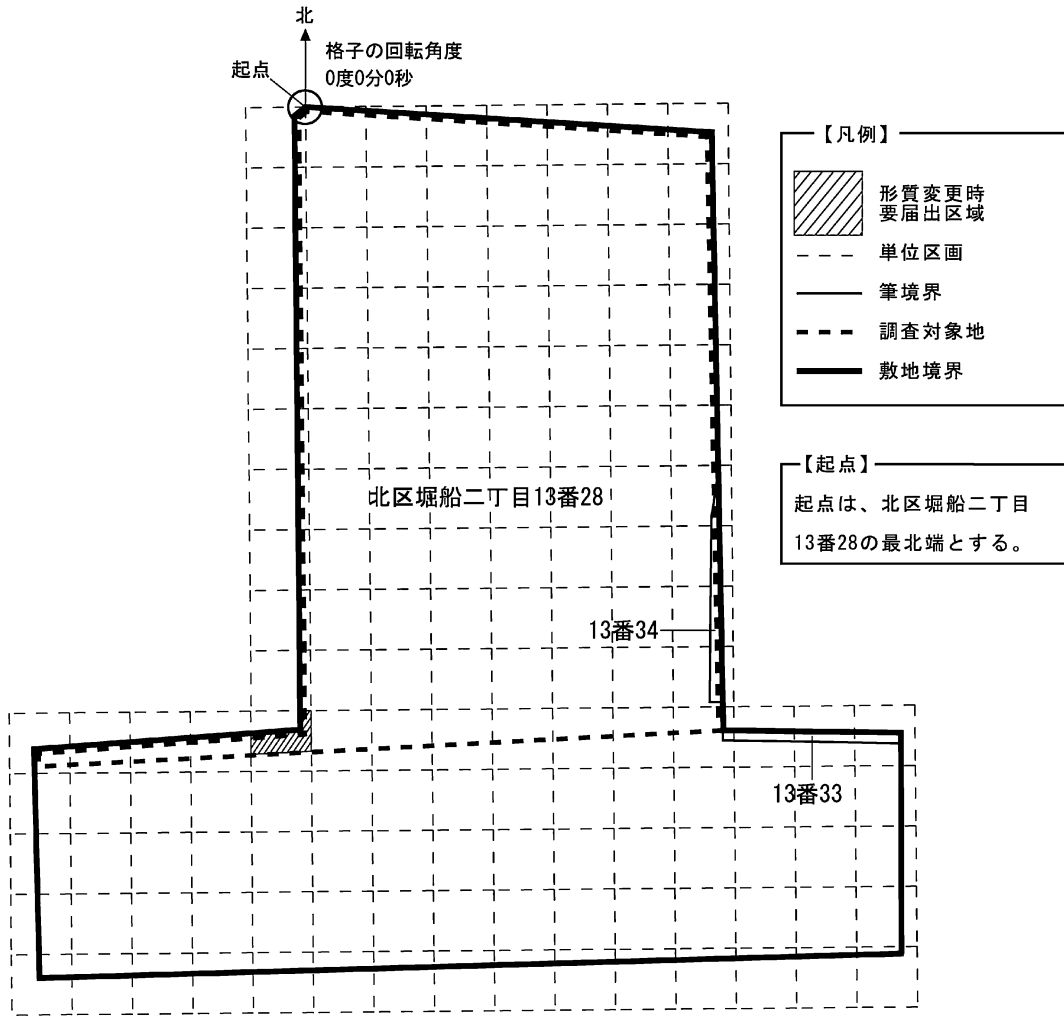
令和六年三月二十二日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区堀船二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 敷地境界

【起点】

起点は、北区堀船二丁目13番28の最北端とする。

【格子の回転角度0度0分0秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百八十七号

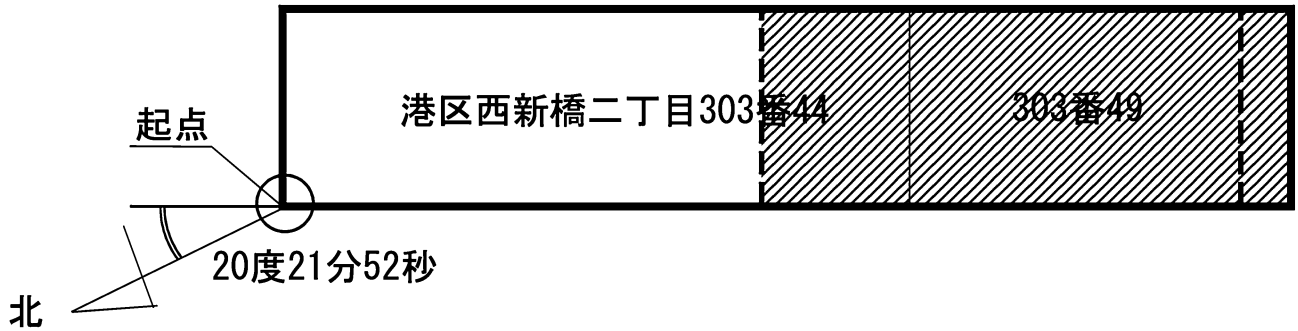
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区西新橋二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

別 図



- 【凡例】**
- 調査対象地
 - - - 単位区画
 - 筆境界
 - //// 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、港区西新橋二丁目303番44の最北端とする。

【格子の回転角度 20度21分52秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔に引いた線で構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百八十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

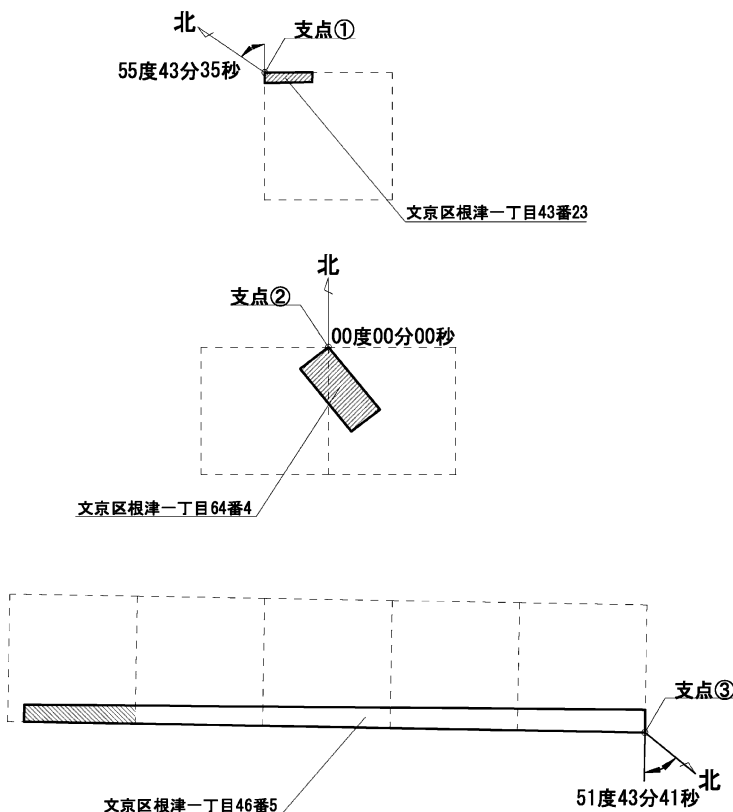
令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区根津一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - ▨: 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1768号により指定した区域)
 - ▨: 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)

- 【支点】
- ① 支点①は、文京区根津一丁目43番23の最北端とする。
 - ② 支点②は、文京区根津一丁目64番4の最北端とする。
 - ③ 支点③は、文京区根津一丁目46番5の最北端とする。

- 【格子の回転角度】
- ① 55度43分35秒
 - ② 00度00分00秒
 - ③ 51度43分41秒

※格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百八十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第八百三十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区東五反田二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

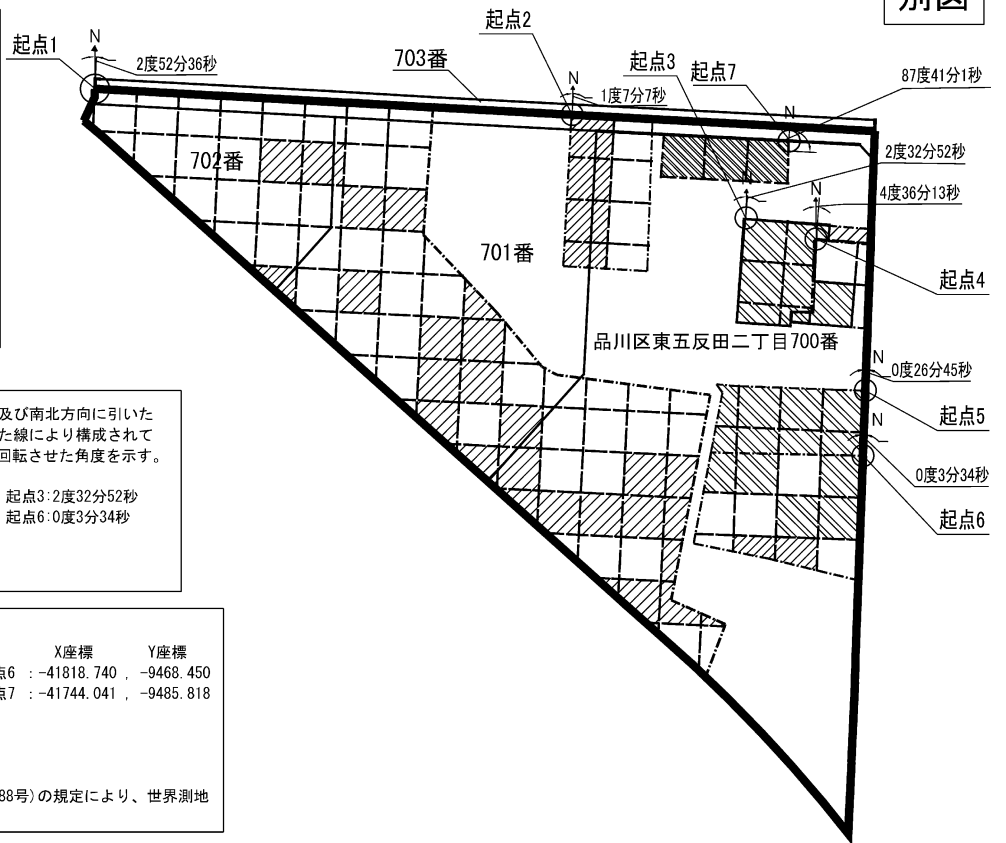
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域 (令和5年東京都告示第338号により指定した区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域 (令和6年東京都告示第140号により指定した区域)
- ▨ 指定を解除する区域



【格子の回転角度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

起点1 : 2度52分36秒 起点2 : 1度7分7秒 起点3 : 2度32分52秒
 起点4 : 4度36分13秒 起点5 : 0度26分45秒 起点6 : 0度3分34秒
 起点7 : 87度41分1秒

【起点】

起点は、次の座標とする。

X座標	Y座標	X座標	Y座標
起点1 : -41731.667	-9650.761	起点6 : -41818.740	-9468.450
起点2 : -41737.833	-9537.462	起点7 : -41744.041	-9485.818
起点3 : -41762.321	-9496.283		
起点4 : -41767.306	-9479.591		
起点5 : -41803.253	-9467.888		

※上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第二百九十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和五年東京都告示第千八十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

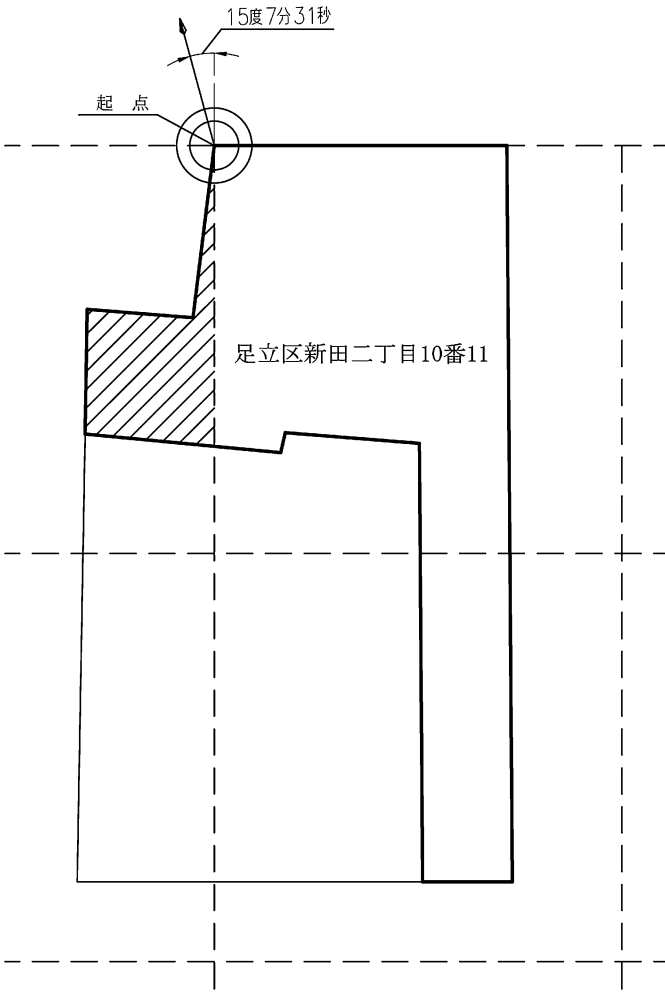
一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区新田二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- — : 単位区画
- : 調査対象地
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域

【起点】

起点は、足立区新田二丁目10番11の最北端とする。

【格子の回転角度(15度7分31秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百九十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第九十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月二十二日

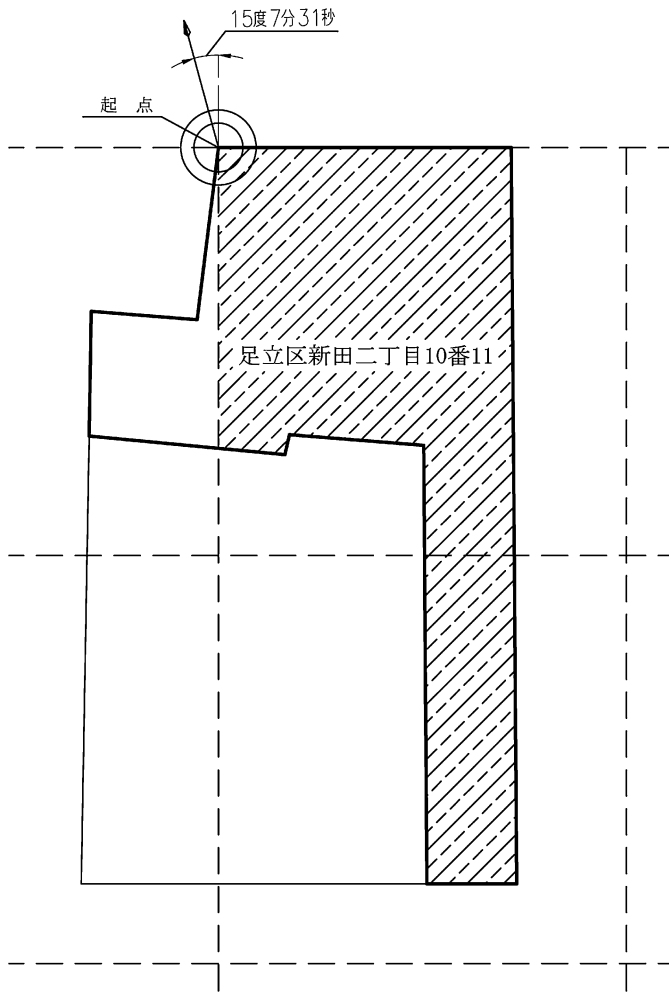
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区新田二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域

【起例】

起点は、足立区新田二丁目10番11の最北端とする。

【格子の回転角度(15度7分31秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

八王子市上恩方町六七四番イ・六七五番(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、六七四番ハ

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第二百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条

の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

青梅市袖木町一丁目九三九番、九四〇番、九四一番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第二百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の

二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予

定であるので告示する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

御蔵島村字大川四五一番(次の図に示す部分に限

る。)、四三三番、四四三番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び御蔵島村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第二百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条

の三において準用する同法第二十九条の規定により、次の

ように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林

水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三にお

いて準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市上恩方町三三三番一(次の図に示す部分に

限る。)、同番二、同番三、三三四番一、同番二、裏

高尾町四二五番・四三一番三・四五五番一・四七二番一

(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)(四三二

番一、同番二、同番三、同番五、四三三番一、四三四番、

四五五番二、同番三、四七四番三、同番四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第二百九十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律

第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道上野原あきる野線

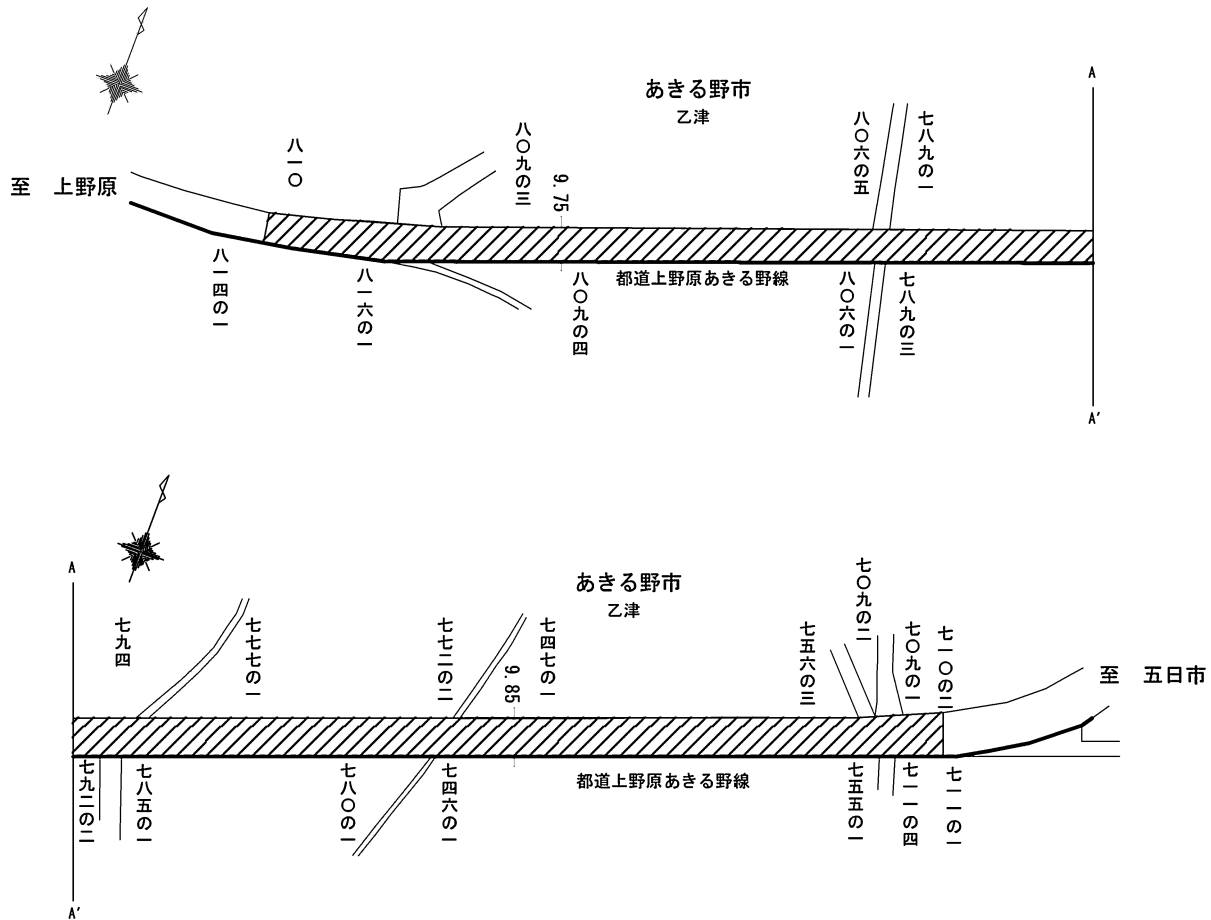
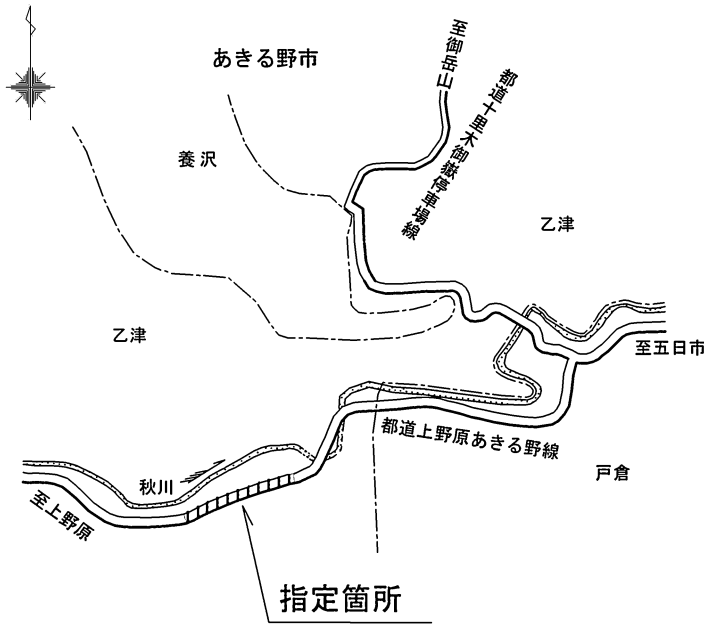
二 指定する区間 あきる野市乙津八百十番地先から同所

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道上野原あきる野線
あきる野市乙津地内

(電線共同溝予定名称 上野原あきる野・一号)

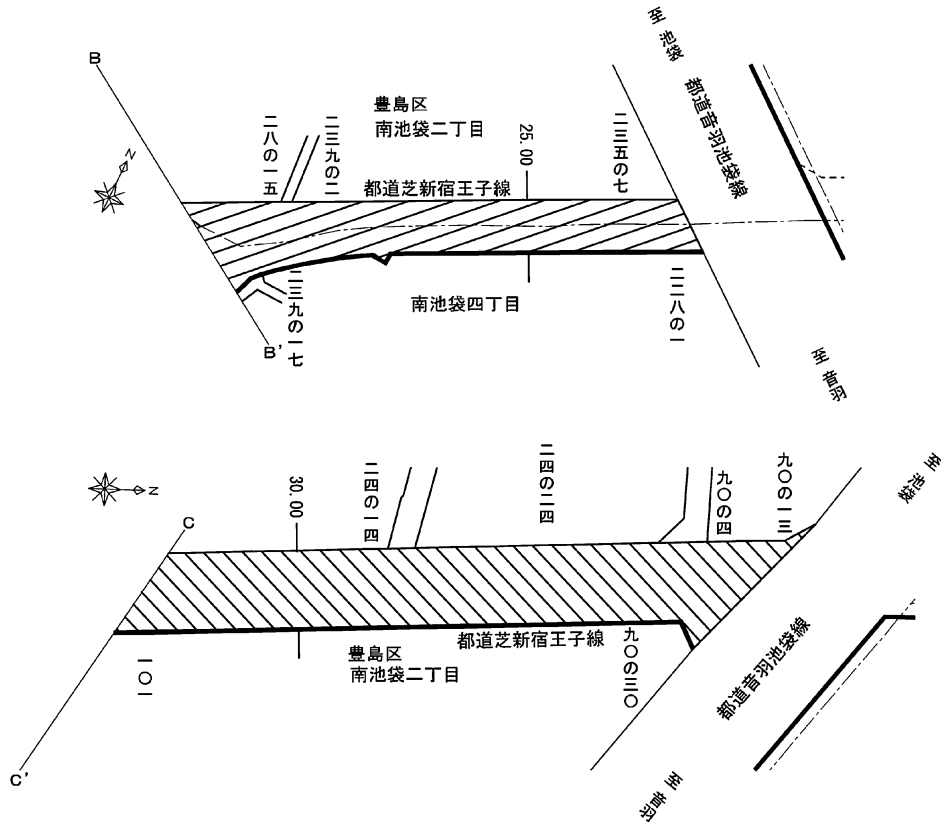
指定区間 延長 四二六・六一メートル



七百十一番一地先まで

三 指定の概要

別図表示のとおり



●東京都告示第二百九十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道稲城読売ランド前停車場線

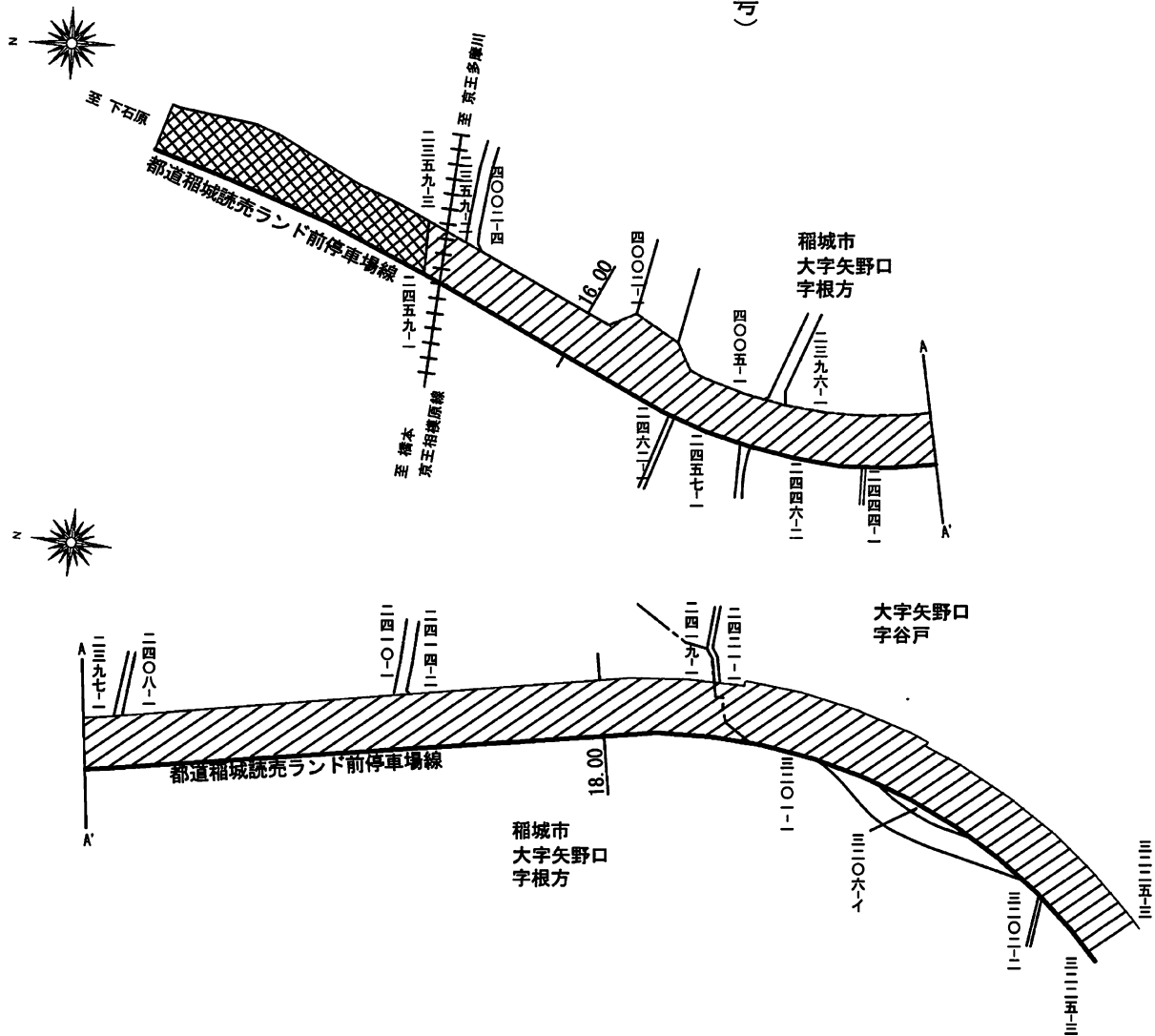
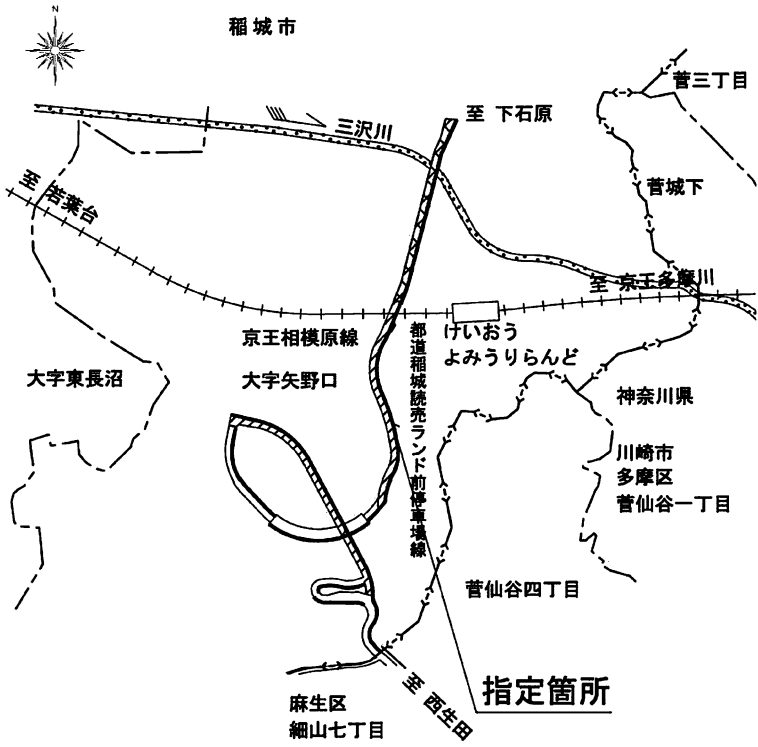
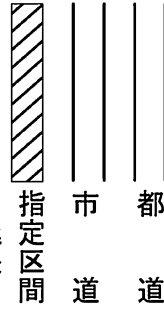
二 指定する区間 稲城市大字矢野口字根方二千三百五十九番三地从り同市大字矢野口字坂上三千二百九十七番六地内まで

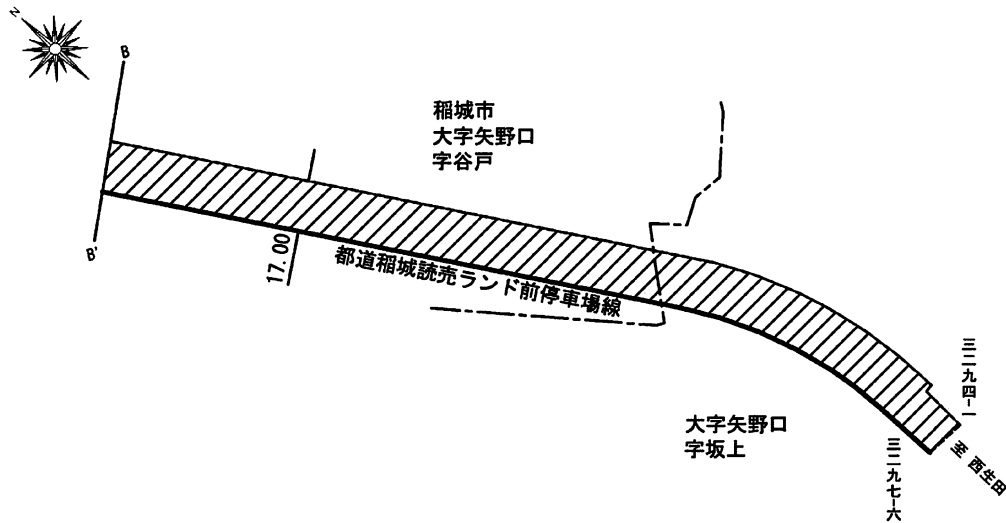
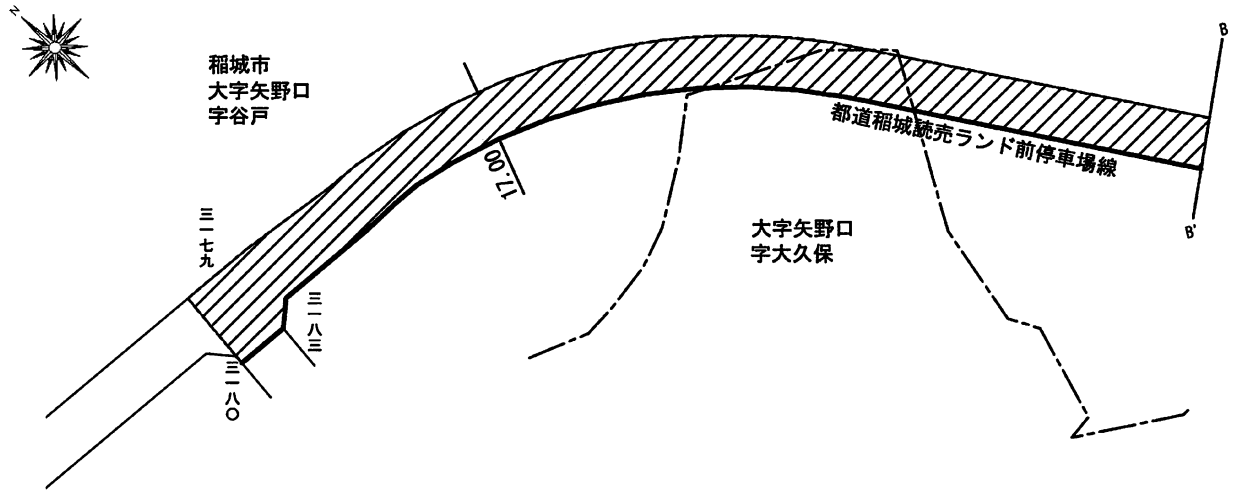
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道稲城読売ランド前停車場線
稲城市大字矢野口地内

延長 一、二五〇・九六メートル
(電線共同溝予定名称 稲城読売ランド前停車場・四号)





●東京都告示第二百九十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 都道大島循環線

二 指定する区間 大島町波浮港六十番一地从先から同所九十八番五十三地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第三百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十八年東京都告示第三百六十八号及び平成三十年東京都告示第七十五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び世田谷区役所において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
世田谷区	岡本二丁目 岡本一丁目	112001-K024	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	野毛二丁目	112001-K031		
	瀬田四丁目	112001-K071		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
世田谷区	岡本二丁目	112001-K024	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	野毛二丁目	112001-K031			

●東京都告示第三百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十五年東京都告示第四百二十七号、平成二十八年東京都告示第三百七十一号、平成二十九年東京都告示第四百十六号及び平成三十年東京都告示第三百七十四号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子市役所において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	美山町	201021-K065	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		201021-K068		
		201021-K069		
		201021-K070		
		201021-K071		
		201021-K073		
	大谷町 大和田町七丁目 暁町二丁目	201039-K008		
	石川町	201039-K050		
	大塚	201040-K046		
		201040-K052		
八王子市 日野市	東中野 程久保四丁目 程久保五丁目	201040-K158		
八王子市	鏈水	201041-K035		
	暁町三丁目 中野山王二丁目	201043-K039		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市	美山町	201021-K065	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		201021-K068			
		201021-K069			
		201021-K070			
		201021-K071			
		201021-K073			
	大谷町 大和田町七丁目 暁町二丁目	201039-K008			
	石川町	201039-K050			
	大塚	201040-K046			
		201040-K052			
	東中野	201040-K158			
	鏈水	201041-K035			
	暁町三丁目 中野山王二丁目	201043-K039			

●東京都告示第三百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第七十九号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
立川市	富士見町四丁目	202001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
立川市	富士見町四丁目	202001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第三百三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第三百七十五号及び平成三十一年東京都告示第三百六十四号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	本町田	209012-K120	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	高ヶ坂二丁目	209013-K019		
	高ヶ坂三丁目	209013-K023		
	西成瀬三丁目	209013-K048		
	南成瀬八丁目	209013-K085		
	玉川学園一丁目	209014-K002		
	玉川学園六丁目	209014-K029		
	金井町 薬師台一丁目 金井一丁目	209015-K015		
	金井町	209015-K053		
		209015-K068		
	金井一丁目	209015-K104		
	森野五丁目	209016-K004		
	原町田二丁目	209016-K014		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
町田市	本町田	209012-K120	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	高ヶ坂二丁目	209013-K019			
	高ヶ坂三丁目	209013-K023			
	西成瀬三丁目	209013-K048			
	南成瀬八丁目	209013-K085			
	玉川学園一丁目	209014-K002			
	玉川学園六丁目	209014-K029			
	金井町 薬師台一丁目 金井一丁目	209015-K015			
	金井町	209015-K053			
		209015-K068			
	森野五丁目	209016-K004			
	原町田二丁目	209016-K014			

●東京都告示第三百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第三百七十六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び日野市役所において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
日野市	川辺堀之内	212001-K009	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	南平二丁目	212002-K013		
	南平二丁目 南平八丁目	212002-K018		
	程久保三丁目	212003-K052		
	程久保七丁目	212003-K101		
	三沢三丁目	212004-K116		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
日野市	南平二丁目	212002-K013	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	南平二丁目 南平八丁目	212002-K018			
	程久保三丁目	212003-K052			
	程久保七丁目	212003-K101			
	三沢三丁目	212004-K116			

●東京都告示第三百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十一年東京都告示第三百六十七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び稲城市役所において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	百村	225001-K065	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
稲城市	百村	225001-K065	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第三百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十年東京都告示第二十五号、平成二十三年東京都告示第四百六十七号、平成二十四年東京都告示第五百三十八号、平成二十五年東京都告示第四百二十五号及び平成二十八年東京都告示第三百七十二号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都西多摩建設事務所及びあきる野市役所において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
あきる野市	乙津	228002-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		228002-K009		
		228002-K012		
	乙津戸倉	228002-K013		
	戸倉	228004-K045		
		228004-K047		
	深沢	228005-K020		
		228005-K026		
	入野	228005-K063		
	五日市	228005-K077		
	高尾	228005-K147		
	三内	228006-K033		
	横沢伊奈	228006-K051		
		228006-K075		
	山田	228006-K078		
		228007-K010		
	引田	228007-K028		
		228007-K037		
	牛沼	228007-K051		
		228008-K101		
草花	228008-K104			
	228008-K123			
	228008-K161			
雨間	228009-K002			
あきる野市 八王子市	雨間戸吹町	228009-K004		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
あきる野市	乙津	228002-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		228002-K009			
		228002-K012			
	乙津戸倉	228002-K013			
	戸倉	228004-K045			
		228004-K047			
	深沢	228005-K020			
		228005-K026			
	入野	228005-K063			
	五日市	228005-K077			
	高尾	228005-K147			
	三内	228006-K033			
	横沢伊奈	228006-K051			
		228006-K075			
	山田	228006-K078			
		228007-K010			
	引田	228007-K028			
		228007-K037			
	牛沼	228007-K051			
		228008-K101			
草花	228008-K104				
	228008-K123				
	228008-K161				
雨間	228009-K002				
	雨間戸吹町	228009-K004			

●東京都告示第三百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十九年東京都告示第千三百二十九号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都三宅支庁及び三宅村役場において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
三宅島三宅村	坪田	381003-K033	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		381003-K034		
		381003-K044		
	伊ヶ谷	381005-K031	土石流	別図のとおり
阿古	381004-D003			

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
三宅島三宅村	坪田	381003-K033	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		381003-K034			
		381003-K044			
	伊ヶ谷	381005-K031	土石流	別図のとおり	別図のとおり
阿古	381004-D003				

●東京都告示第三百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十一年東京都告示第三百六十八号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都八丈支庁及び八丈町役場において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八丈町	檜立	401005-K020	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		401005-K025		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八丈町	檜立	401005-K020	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		401005-K025			

●東京都告示第三百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び世田谷区役所において縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子